

## 広報ふじみ平成 31 年 2 月号 No. 587

### 富士見町有害鳥獣対策への取り組み

【お問合せ先】 産業課 農林保全係

【電話番号】 62-9222

#### ツキノワグマの勉強会を開催

昨年9月、広原区からの要望を受け、広原区と町有害鳥獣対策協議会の主催で「ツキノワグマを知る勉強会」を開催しました。当日は広原区、ペンション地区の方約30名が参加し、活発な意見交換が行われました。

今年度はツキノワグマの大量出没年と言われていましたが、町では人身・農作物のいずれもツキノワグマの被害を受けずに冬を迎えることができました。

#### モデル地区で「緩衝帯整備」にチャレンジ

サルに負けない集落作りを目指し、今年度は上蔦木区が町のモデル集落となって獣害対策を進めてきました。

専門家による集落環境診断の結果、百々川から鹿の沢川間の山林での出没が著しく、農作物被害も多いことから、農地と山林の間を皆伐する「緩衝帯整備」をモデルとして行っています。

単年で終わらせないためにはどうしたらよいか、伐採した樹木をどのように処理するか、活用するかなど、多くのことを協議しました。

#### 広報活動と専門家へのインタビュー

有害鳥獣に関する情報（各動物の生態や対策、町が行っている取り組みなど）を町民の皆さまに広く知ってもらうため、ホームページや広報ふじみを活用し広報活動をしています。

また、鳥獣対策の専門家であり、富士見町有害鳥獣対策の運営支援を委託している、株式会社BO-GAの市川取締役へインタビューも行いました。この内容は、今月号と来月号の「広報ふじみ」内「コミュニティ活動 かわら版」コーナーで紹介します。

有害鳥獣対策を行うためには、まず相手を知り、正しい知識を得ることが重要です。普段気になっていることや専門家に聞きたいことがある方は、係までご連絡ください。

#### 農作物被害額の推移

町では今年も、皆さまからの有害鳥獣被害報告を元に、被害額等の算出を行いました。

依然として200万円以上の被害が報告されていますが、報告される被害額は緩やかに減少していま

す。減少が横這いのニホンザル被害が今後の課題です。

## シカやイノシシなどの捕獲活動にご協力ください

長野県や町の被害防止計画等に基づき、ニホンジカをはじめとした有害鳥獣の個体数調整を、富士見町猟友会に委託し実施しています。動物の群れ等を目撃した際は、情報提供をお願いします。

猟友会の協力によって、ニホンジカの捕獲数は非常に高い水準が保たれており、これがニホンジカの農作物被害額減少に大きく貢献しています。

## 捕ったシカはジビエとして活用

個体数調整によって捕獲されたニホンジカやイノシシは、信州富士見高原ファームによって「富士見産ジビエ」として商品化され、都内の飲食店や大型スーパーに出荷されています。平成30年度は、捕獲されたシカの約70%がジビエとして利活用され、地域資源の発掘にも大きく貢献しています。

長野県が規定する「信州ジビエ」の認証も受けた、安心・安全でおいしいジビエです。見かけた際はぜひ手に取ってみてください。

## 銃器による有害鳥獣の一斉駆除を実施します

【お問合せ先】 富士見町有害鳥獣対策協議会（産業課 農林保全係）

【電話番号】 62-9222

町有害鳥獣対策協議会では、2月16日から3月31日までの間、町内の山林などにおいて、農作物に影響を与える有害鳥獣への銃器を使用した一斉駆除を行います。腕章を付けた従事者が土地に立ち入ることがありますので、ご了承ください。

山林への立ち入る際は、狩猟者に自分の存在を知らせるよう注意をお願いします

- ・ 目立つ服装を心がける
- ・ なるべく見通しの良い道を移動するなど

## 人権擁護委員を紹介します

【お問合せ先】 住民福祉課 介護高齢者係

【電話番号】 62-9133

平成31年1月1日付けで法務大臣より人権擁護委員に再任されましたのでご紹介します。

遠藤 稔雄人権擁護委員

【任期】平成31年1月1日～平成33年12月31日まで（3年間）

## 人権電話相談

みんなの人権 110番：0570-003-110（全国共通）

子ども人権 110番：0120-007-110（全国共通）

女性の人権ホットライン：0570-070-810（全国共通）

## 人権擁護委員の使命

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な人権、すなわち生命、自由及び幸福追求等の権利が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、使命とする。

（人権擁護委員法第2条）

## 「中学生の税についての作文」優秀作品表彰

12月10日、役場で「中学生の税についての作文」の表彰式が行われ、「諏訪納税貯蓄組合連合会長賞」を2名、「富士見町長賞」を5名の方が受賞しました。

### 【受賞作文】

諏訪納税貯蓄組合連合会長賞

「歯医者にて…」

富士見中学校3年 五味慶真(ごみけいま)

「思春期と税金と私達」

富士見中学校3年 折井日向子(おりいひなこ)

富士見町長賞

「税と幸福」

富士見中学校3年 山崎あかり(やまざきあかり)

「私達ができること」

富士見中学校3年 遠藤日菜(えんどうひな)

「税金によって支え合える社会」

富士見中学校3年 五味佑太(ごみゆうた)

「税金のありがたさ」

富士見中学校3年 金子卓也(かねこたくや)

「税金と私の暮らし」

富士見中学校3年 小林なのは(こばやしなのは)

## 「中学生の税についての作文」優秀作品表彰

## — 受賞作文から2点をご紹介します —

### 「歯医者にて…」

富士見中学校3年 五味慶真

僕は、最近虫歯が出来た。早く治療してもらおうと歯医者に行った。父と母は二人とも仕事があり、送っていけないので、保険証と診察券、それと一万円を渡してもらい歯医者に向かった。何度か来たことがあったので、道に迷うことなく到着し、治療をしてもらった。会計をするために、一万円札を取り出して待っていると「今回の治療費は、五百円になります。」と言われた。僕は、心の中でも驚いていた。今までは、だいたい二千円や三千円くらいだった。今日もだいたいそのくらいだと思っていたら、たったのワンコインだったのだ。おつりは、九千五百円も返ってきた。しかし、驚いたのはこれだけではない。「また来週来てください。次回からは無料になります。」と言われたのだ。今まで、もちろん歯医者の料金が無料なんてことは見たことも聞いたこともなかった。なぜ僕が払ったお金がたった五百円になり、無料になったのか。

それは、僕が払わないかわりに、税金が払ってくれているのです。税金は、日本の国民が少しずつ出しあい、生まれるお金です。そのお金で、治療費を負担してもらったのです。

僕の住んでいる富士見町では、高校生以下の自己負担が減るというニュースを新聞かテレビで聞きました。長野県の他の市町村の中では、高校生までの自己負担がなく、病院に行き、診てもらっても無料というところもあります。診察費や、治療費をすべて自己負担するととても大変なことになります。このニュースを知ったときは、税金というものの重要さを学ぶことができました。僕は、小学校のとき、消費税が五%から八%に上がる時、なんで税金が上がるのか。増える必要なんてあるのか。と思ったことがあります。しかし、日々のこういう体験や、租税教室などを通して、税金はとても大切なもので、みんな払わなければいけない理由というのを、肌で感じることができました。

世界の中では、消費税が二十七%もある国があるそうで、その分街の設備や公共サービスが行き届いているということテレビで見たことがあります。税金があるおかげで私達は不自由なく暮らしています。しかし、消費税を十%に上げるのに反対している人もいます。税金が高すぎても困るし、低すぎても困ります。そこらへんのかねあいは、とても難しい問題です。普段から世間の話題に目を向けて生活したいです。

### 「思春期と税金と私達」

富士見中学校3年 折井日向子

私達は日々、たくさんの感情を受けながら生きている。幸福も不幸も絶えることの無い波のようにくり返し感じ取りながら生活している。今、長い人生の中でも特に多感な時期だと言われる歳になった私は、そんな喜怒哀楽を日常的に感じられることにとっても感謝している。私は昔から体が弱かったため、一年間に何度も病気にかかり、その都度病院に通い、診てもらっていた。私達は税金によって病院で治療を受ける際に、多額の治療費を払わなくても医師に診てもらえることができる。この制度があったおかげで私も、そして私と同じように病気がちだった弟も今健全な心と体で学校に通うことがで

きている。もし、この制度が無かったら一度の診察にお金がかかり過ぎてしまい、私も弟も診察を受けることができず、健康に過ごすことができなかつただろう。もしも治療費の免除だけでなく、税金自体が無かったとしたら…。学費は高くなり、病院どころか学校にも通うこともできず、学ぶことができないまま、最悪病で命を落としていたかもしれない。そんなことを考えると、税金という制度はとても重要なものだと考えさせられる。治療費だけでなく、学費も親の給料までも税金と関わりが深い。それ以外にも私達の周りは税金によって成り立つものがたくさんある。もし税金が無くなってしまったら、私達はきっと普通の、平和な生活ができなくなってしまうだろう。きっとお金をかせぐことで精一杯になりすぎて、思春期を迎えても私達は感情をたくさん受け取ることができなかつただろう。つまりは、税金が無かったら、私は今こうして大人になるための大事な時期を正常な心と体で越えていくことができなかつたかもしれない。私は税金によって助けられ、今も税金に支えられて生きている。そして税金を払うことで誰かを助けながら日々を歩んでいる。私自身、税金によって学ぶことができ、健全な思春期をむかえられたことに感謝して、税金を払うことを面倒くさがらずに、これから先もちゃんと納税していきます。

## 住民税・所得税の申告情報（第3回）

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

【お問合せ先】諏訪税務署

【電話番号】52-1390

まもなく申告の期間が始まります。皆さま、申告の準備はお済みでしょうか。

町では、「所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会」を行いますので、必要な方は忘れずに申告をお願いします。

なお、確定申告期間中は役場財務課窓口での申告相談等はできませんので、ご承知おきください。

### 持ち物等の確認をしましょう

相談会の前に、持ち物の確認をお願いします。必要な書類等は、申告をする方により異なります。

（「申告をしなければならぬ方」については広報1月号をご確認ください。）

### 1. 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間に収入がありましたか？

#### ア 収入があった

該当するものをお持ちください。

- ・ 給与等の支払者（事業所等）や日本年金機構等の年金支払者から交付、送付された源泉徴収票などの原本

- ・ シルバー人材センターの配分金支払証明書や個人年金支払証明書、水道検針員等の支払調書、農業や不動産等の収支内訳書 など（収支内訳書がないと相談が受けられない場合があります。）
- ・ 生命保険料や学資保険等の満期や解約返戻金に関する支払証明書

## イ 収入がなかった

どなたかの扶養親族になっている場合は申告不要、なっていない場合は住民税申告が必要です。

（遺族年金・障害年金・傷病手当等の収入は非課税となりますが、以前にその旨を申告していない場合は住民税申告が必要です。）

## 2. 社会保険料、生命保険料、医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の追加がありますか？

アある→該当するものをお持ちください。

- ・ 社会保険料控除に関するもの
- ・ 生命保険料や地震保険料控除に関するもの
- ・ 医療費控除に関するもの（職員による集計は行いませんので、医療費を事前に人ごと、病院（施設）ごと、薬局ごとに集計した明細書をお持ちください。また、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。詳しくは、広報 12 月号をご確認ください。）

イない→控除の追加がなく、その他の申告がなければ申告は不要です。

## 3. 扶養控除の追加がありますか？

アある→該当するものをお持ちください。

- ・ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳など）
- ・ 住民福祉課介護高齢者係で発行される障害者控除対象者認定証（毎年、発行の手続きと提出が必要です。）

※ 富士見町以外に住民登録がある方を扶養する場合は、その方の所得金額を確認してください。

イない→控除の追加がなく、その他の申告がなければ申告は不要です。

## 4. その他必要なものをお持ちください

- ・ 申告する方のマイナンバー（マイナンバーカードまたは個人番号の記載のある住民票と本人確認書類）
- ・ 扶養親族の方のマイナンバー（添付は不要ですが、記載の必要があります。）

- ・ 印鑑（認印可）
- ・ 口座番号のわかるもの（還付口座、振替口座等を記入する場合があります。）

## 「所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会」の日程

受付は役場入口のロビーで行います。来場者の分散のため対象地区を設定していますが、対象地区以外の日でも相談できます。例年大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。役場前駐車場が満車の場合は、第二体育館前駐車場をご利用ください。

※3月1日（金曜）、3月8日（金曜）、3月13日（水曜）は行いません。

下記に該当する方は、役場で行う所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会では相談を受けることができません。お手数ですが、諏訪税務署での申告をお願いします。

- ・ 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- ・ 住宅ローン控除を初めて申告する方
- ・ 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- ・ 青色申告の方
- ・ 贈与税、相続税等を申告する方

## 森林の土地所有者／立木の伐採は届出が必要です

【お問合せ先】産業課 農林保全係

【電話番号】62-9222

### 森林の土地所有者の届出について

売買や相続等により、富士見町の森林整備計画区域内の土地（森林の土地）を新たに所得した方は、森林法の定めにより「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要です。

#### 届出方法

- ・ 必要書類  
森林の土地の所有者届出書、土地の登記事項証明書または土地売買契約書等の権利を取得したことが分かる書類の写し、位置図
- ・ 届出先  
産業課 農林保全係（役場 2階 15番窓口）
- ・ その他  
届出書様式は窓口または町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp>）で取得できますので、記載例・注意事項を参考に作成してください。

## 森林所有者届出制度

森林整備の実施にあたり、森林所有者の氏名や所在が不明であることが多く、効率的な森林の整備が進まないことを受け、平成 24 年の 4 月から森林法に基づき届出が義務付けられました。

## 立木の伐採の届出について

富士見町の森林整備計画区域内の森林の立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより、本数、目的などにかかわらず「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

この区域には国有林を除く個人所有の山林や区有林、町有林等が含まれています。伐採を予定する森林が区域に含まれているかどうかを確認し、伐採の 30 日前までに町に届け出てください。

## 届出方法

- ・ 必要書類  
伐採及び伐採後の造林の届出書、位置図（建築物の建築に伴う伐採の際は配置図等を添付）
- ・ 記載事項  
森林の所有者、実際に伐採をする方、伐採の方法や面積、造林の計画等の内容等
- ・ 届出先  
産業課 農林保全係（役場 2 階⑩番窓口）
- ・ その他  
森林整備計画区域の確認や届出書様式の取得は窓口または町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp>）で行えます。  
※「枝払い」、「下草刈り」の場合は、届出不要です。

## 飼い犬に関する届出をお願いします

【お問合せ先】建設課 生活環境係

【電話番号】62-9114

生後 91 日以上の子犬は、登録が義務付けられています。新しく犬を飼い始めた場合や、飼い主や犬の住所・所在が変わった場合など、登録事項に変更があったときは町に届け出てください。

届出先

建設課 生活環境係（役場 2 階 9 番窓口）

## 国民健康保険にご加入のみなさんへ

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

## 柔道整復師の施術を受ける方へ

## 保険が使えるのはどんなとき？

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及びねんごの施術を受けた場合は保険の対象になります。骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

## 治療を受けるときの注意

以下に該当する場合は、保険の対象になりませんのでご注意ください。

- ・ 日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良
- ・ 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・ 脳疾患による後遺症等の慢性病
- ・ 保険医療機関で治療中の同じ負傷
- ・ スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・ 仕事や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付）

## はり・きゅうの施術を受ける方へ

### 保険が使えるのはどんなとき？

主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。

### 治療を受けるときの注意

あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。また、保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅうの施術を受けても保険の対象になりませんのでご注意ください。

## マッサージの施術を受ける方へ

### 保険が使えるのはどんなとき？

筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに保険の対象となります。

### 治療を受けるときの注意

あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象になりませんのでご注意ください。

## 年金だより

**国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です**

【お問合せ先】岡谷年金事務所

【電話番号】23-3661

住民福祉課国保年金係

【電話番号】62-9111

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れもなくとても便利です。

## 口座振替の申込方法

- ・ 持ち物  
納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印
- ・ 手続先  
ご希望の金融機関、年金事務所、住民福祉課 国保年金係（役場 1 階②番窓口）
- ・ 注意事項  
平成 31 年 4 月分からの前納（6 か月・1 年・2 年前納）の申し込みは平成 31 年 2 月末までです。  
お早めにお申し込みください。

※口座振替には、月々 50 円割引される早割制度や現金納付よりも割引額が大きい 6 か月前納・1 年前納・2 年前納もあり、大変お得です。

## 平成 29 年 4 月より、現金・クレジットカード納付についても割引額の大きな 2 年前納を利用できるようになりました

### 現金（納付書）による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能です。（最大で、4 月分から翌々年 3 月分までの 2 年分の前納が可能になります。）

### クレジットカードによる前納

新たに 2 年前納が可能です。現在の口座振替による 2 年前納と同じく、4 月分から翌々年 3 月分までの保険料を 4 月末に納付します。（申し込みは平成 31 年 2 月末まで）

## 平成 31（2019）年度健（検）診申込書をご提出ください

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】62-9134

平成 31 年度に町が行う健（検）診の受診希望者を把握するため、「平成 31 年度健（検）診申込書」を 1 月下旬に郵送しましたので、必要事項を記入し締切までにご提出ください。

ご自分の健康を守るために対象の健（検）診をぜひ受診しましょう。

- ・ 提出締切

2 月 12 日（火曜）

- ・ 提出方法

郵送または窓口（保健センター内）へ持参

- ・ 注意事項

この申込書は、町が行う健（検）診への申し込みと同時に、対象者の受診動向の把握に利用しますので、町で行う健（検）診を受診しない方も必ず提出してください。

詳しくは同封されている説明書をご覧ください。

（\*1）保健センターを会場として集団健診を行います。

（\*2）期間中に町内の医療機関で個別に健診を行います。

※申込書は平成 31 年 1 月 4 日の住民基本台帳をもとに作成しています。平成 31 年 1 月 4 日以降に国民健康保険に加入した方、対象地区に転居をした方で健（検）診を希望する方は、係までご連絡ください。

## 健康ふじみ通信

### ～心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町～

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係(保健センター内)

【電話番号】62-9134

#### 「たばこ編」

#### 望まない受動喫煙を防止しましょう

「健康増進法の一部を改正する法律」が平成 30 年 7 月に公布されました。主な内容は受動喫煙の防止を図ることで、2020 年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行されます。これにより、多くの人々が利用する施設では、その施設の類型・場所ごとに禁煙措置を行うことや喫煙場所の特定をすること、喫煙可能な場所には掲示を行うことなどが義務付けられます。

#### 【現状】

受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明確ではない⇒望まない受動喫煙の恐れがあります。

【法施行後】喫煙可能場所の掲示義務が生じ（※1）、室外への煙の流出措置が必要（※2）となります。

\*全ての施設で、客・従業員ともに 20 歳未満の喫煙可能部分への立ち入りが禁止となります。

（参考：厚生労働省「健康増進法の一部を改正する法律」平成 30 年法律第 78 号）

受動喫煙対策により、たばこを吸う人も吸わない人もお互いに気持ちよく過ごせる環境づくりに向けて取り組んでいきましょう。

## 「食育推進チーム」だより

### かしこく選んで、おいしく食べよう！～食事は楽しく、残さずに～

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】62-9134

富士見町栄養士会は、町内に在住・勤務している栄養士の団体で、様々な分野で活動しています。今回は病院給食の工夫と、この時期に食べたい旬のおすすめ食材を紹介します。

### 病院給食での工夫

病院給食では外に出られない入院患者さんにも季節の移り変わりを感じてもらえるよう、旬の食材や行事食を取り入れ、変化に富んだ献立づくりを心がけています。また、地元の食材を使い、安心して食べることができる食事作りを目指しています。

### 旬の野菜のパワーで冬を乗り切ろう！

#### 大根(旬:11～2月)

大根に豊富に含まれるビタミンCは、風邪予防に役立つほか、免疫力を高める働きもあります。根だけでなく葉も栄養満点なので、葉付きの大根を見つけたら、ぜひ捨てずに食べましょう。

#### 大根葉の炒め煮 ～病院給食から～

#### 大根の代わりにかぶの葉を使ってもおいしくできます

##### 【材料（4人分）】

大根葉 160g  
ごま油 小さじ1  
醤油 小さじ1  
本みりん 小さじ1  
砂糖 小さじ2  
削り節 適量  
白いりごま 少々

##### 【作り方】

1. 大根葉は洗って1cm弱の長さに刻み、茹でて水気を切る。

- 鍋にごま油を熱し、①を炒める。醤油・本みりん・砂糖を加えて炒り煮にする。
- 削り節・白いりごまを加えて仕上げる。

冬の寒い時期に採れた旬の野菜は甘みが増すだけでなく、優れた栄養成分で健康を守ってくれます。風邪をひきやすい時期ですが、おいしく食べて元気に過ごしましょう。

(富士見町栄養士会)

## 消費者見守り情報 No. 94

### ～DRと法務省認証紛争解決サービス「かいけつサポート」について～

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

【お問合せ先】茅野市消費生活センター

【電話番号】75-8188

【お問合せ先】野県中信消費生活センター

【電話番号】0263-40-3660

皆さんが日常の生活の中で身近なトラブルに巻き込まれたとき、トラブルを解決したいが裁判にはしたくないと考えることもあるのではないのでしょうか。そのような場合に「ADR（裁判外紛争解決手続）」という制度があるのをご存知でしょうか。

### ADR（裁判外紛争解決手続）とは

ADRとは、公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続きです。

ADRの対象となるトラブルは、話し合いによって解決することができる民事に関する法的トラブルです。ただし、ADRを利用して当事者同士で合意ができず、トラブルの解決ができないこともあります。

#### 司法型 ADR

「民事調停」「家事調停」「裁判上の和解」など裁判所が行うもの

#### 行政型 ADR

公害等調整委員会や国民生活センターの紛争解決委員会などの行政機関・行政関連機関が行うもの

#### 民間 ADR

土地家屋調査士会や社会保険労務士会などの民間のADR事業者が行うもの

## メリット

- ・ 各分野の民間の専門家が手続を進めます。
- ・ 手続が簡便・迅速です。
- ・ 利用前に手続の進行や費用の目安を知ることができます。
- ・ 時効の中断等の法的特例が認められる場合があります。

## 認証紛争解決サービス「かいけつサポート」とは

法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けた民間事業者が行う ADR（裁判外紛争解決手続）をいいます。

## 現在長野県内で認証されている民間事業者

### 長野県司法書士会

民事に関する紛争（紛争の価額が 140 万円以下のもの）

電話番号 026 - 232 - 7492

### 長野県社会保険労務士会

労働関係紛争

電話番号 026 - 267 - 6200

### 長野県土地家屋調査士会

土地の境界に関する紛争

電話番号 026 - 232 - 5501

## メリット

- ・ 相手方が話し合いに応じなければ手続を開始できません。
- ・ 途中で一方が手続から離脱すると、その時点で手続が終了します。
- ・ 合意内容を強制的に実現させることができません。

身近なトラブルにお困りの方は、解決手段のひとつとして ADR や「かいけつサポート」の利用を検討してみてもはいかがでしょうか。詳細は各事業者にお問い合わせください。

## 富士見町教育委員会だより第 158 号

【お問合せ先】平成31年2月1日発行 富士見町教育委員会編集

【電話番号】62-9235

【メールアドレス】[kodomo@town.fujimi.lg.jp](mailto:kodomo@town.fujimi.lg.jp)

## 富士見町故郷Uターン支援奨学生募集について

町では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため「故郷Uターン支援奨学生」を募集します。  
条件等は次のとおりです。

1. 諏訪信用金庫の「すわしん教育ローン みらい応援隊」の借入をされた方のうち、大学等に支払う初年度納付金にかかわる借入分の利子を補助します。（1.0%以内で利子を補助。）
2. 借入金 1件1,000万円を限度。
3. 対象者は、大学等に進学するお子さんを持つ町に住所を有する保護者の方。
4. 借受者のお子さんが大学等卒業後、富士見町に居住した場合はさらに1.0%以内で上乘せの利子補助を借受者に行います。
5. 返済は（在学中最大4年間の返済猶予期間がある）最長16年以内とします。

詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問合せ先】子ども課 総務学校教育係

【電話番号】62-9235

【お問合せ先】諏訪信用金庫 富士見東支店

【電話番号】62-7500

## ゲーム（ネット）依存症の危険

ゲーム（ネット）依存症が青少年の間で広がっています。

ゲーム依存症になると、膨大な時間をゲームやインターネットなどに費やすようになり、日常生活に様々な問題を引き起こすこととなります。

重大な問題につながりやすいのが、就寝時間が遅くなることによる睡眠不足の問題です。

自分でゲーム時間の調節ができなくなるため、夜中までゲームをしてしまうようになります。その結果、睡眠不足が続いて短気になったり、学校の授業に集中することができなくなったりします。

また、睡眠不足は精神状態にも大きな影響を与えるため、精神が不安定になりやすくなり、不眠症などの睡眠障害を引き起こす場合もあります。

他にも、家族関係の悪化、孤立、運動不足、攻撃性が高まる、体の不調などの問題も生じてきます。

子どもをゲーム（ネット）依存症にさせないためには、早期から保護者の注意が必要です。「ゲーム機はリビングに置く」「ゲームの時間を必ず守る」などのルールを決めて、重症化する前に予防しましょう。

## 12月定例教育委員会報告

12月2日に開催された12月定例教育委員会で協議した主な内容をお知らせします。

### 決議事項

- ・区域外通学許可申請について

全員一致で可決

## 報告事項

〈教育長より〉

- ・ 12月議会一般質問答弁
- ・ 高校再編について

〈子ども課より〉

- ・ 南諏校長会報告（来年度の登校日数等について、学力向上委員会、夏季休業中のプール開放について）
- ・ 園長会報告、事業進捗状況

〈生涯学習課より〉

- ・ 諸事業について（指定文化財パトロール、NZ交流事業について）

## 検討事項

- ・ 全国学力学習状況調査分析について（非公開）
- ・ 夏休み延長について
- ・ 来年度の学級編制について

\*詳しくはホームページをご覧ください。

## 初めの一步 Part3

先日、町内のある小学校にお邪魔し、1年生の体育の授業の様子を見学させていただきました。縄跳びの授業でしたが、体育館いっぱいに広がってそれぞれの子が自分の課題に挑戦していました。子どもたちの様子を見てみると、ある女の子が「交差跳び」に挑戦をしていました。私と目が合って「交差跳び」ができるのを見て欲しかったのでしょうか。「見てて。交差跳びができるんだよ。」と言いながら交差跳びを披露してくれました。思わず「すごい。」と言うと嬉しそうにまた3回ほど交差跳びを見せてくれました。でも、成功するのは1回だけ。連続ではまだできません。そこで「1回目できて手が止まってしまうのもう一回、思い切って手を回してごらん。」と声をかけましたが、他の子が私を呼んだのでその場を離れました。その後、またその女の子が「先生、見て。続けてできるようになったよ。」と寄ってきてくれました。「本当？」と言いながら「交差跳び」を再び見せてもらおうと見事、連続して3回跳べるようになっていました。「すごい、すごい。できるじゃん。」と言うと満面の笑みでした。授業の終わりころには「続けて4回跳べたんだよ。」と教えてくれました。

短時間に連続した交差跳びができるようになった姿を見て、女の子の言った「見てて。」の言葉の大切さを実感しました。子どもたちは『できる』『できた』という喜びを誰かに認めてほしいものです。『できた』ことが他の人に認められて得る満足感、充実感の1つ1つが次への力につながっていくと思います。

この授業の1週間ほど後、今度は所用である保育園を訪問しました。許可を得て保護者を待っている

とリズム室で青組さんの子どもたちが縄跳びをしているのが目に入りました。窓の外から覗いていると保育士さんが一人一人順番に前跳びの回数を数えてあげていました。連続してできる子や数回でひっかかってしまう子などそれぞれでしたが、どの子も先生に見てもらった（認めてもらった）後、嬉しそうに他の場所でまた練習をしていました。そんな姿を見て前述した1年生の女の子の姿を思い出しました。

まだ前跳びが上手にできなくて、何度も挑戦してもなかなか跳べない男の子がいたのですが、隣にいた子も見本を見せてくれたり縄の回し方を教えてあげたりしていました。この子は友だちと20分ほどずっと前跳びに挑戦していました。

保育園で声をかけてもらいながら挑戦し、そして小学校で続けて縄跳びの学習をするというつながりがあった子どもたちは縄跳びが上手になっていくことを実感しました。きっとこの男の子も近いうちに前跳びが何回もできるようになり、さらに違う技もできていくのでしょうか。

どのお子さんでも日々の中でうまくできたり、失敗したりしています。その時、どのような声掛けをするかで大きく違ってきます。『できた』時に褒め、失敗したときに励ます中で子どもたちは自分に喜びや自信を持ち、「もっと〇〇したい」「〇〇できる人になりたい」など将来の自分の姿を思い浮かべ、頑張っていけると思います。

寒い日が続きますが、お家でもお子さんと縄跳びに挑戦してみたいはいかがでしょうか。

（家庭教育相談員 伊藤十三雄）

## 給食食材放射能測定結果（12月分）

- 測定日  
12月5日  
12月19日

町基準の10ベクレルを超えた食材はありませんでした。

※保育園、小・中学校で使用を予定する給食食材の放射能が10ベクレルを超えた場合は、給食に使用しません。詳しい測定結果は、町のホームページをご覧ください。

## くらしの情報

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

## 3月からコンビニ証明書交付サービスが始まります

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

町では3月よりコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して、証明書の取得

ができる「コンビニ証明書交付サービス」を始めます。

## 取得できる証明書

住民票の写し、戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税・扶養証明書

## 対象のコンビニエンスストア等

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートやイオンなどマルチコピー機が設置されている店舗 他

### 町内の対象店舗

セブンイレブン信州富士見役場上店  
県道役場上交差点横

セブンイレブン富士見町富士見店  
国道 20 号線沿い 富士見町交番横

ファミリーマート富士見町店  
国道 20 号線沿い テンホウ富士見店横

ファミリーマート諏訪南インター店  
諏訪南インター上 テクノ街道入口横

ローソン富士見町富士見店  
国道 20 号線諏訪南 I C 入口交差点横

## 利用可能時間

午前 6 時 30 分～午後 11 時（12 月 29 日から翌 1 月 3 日は除く）

## 必要なもの

- ・ マイナンバーカード
- ・ 交付手数料

（戸籍の謄抄本は 450 円、それ以外は 300 円で、役場窓口と同額です。）

## マイナンバーカードとは

マイナンバー（個人番号）が掲載された顔写真付きのカードで、ご自身が交付申請をすることで取得できるカードです。

※通知カードでは、コンビニ証明書交付サービスを利用することはできません。

※マイナンバーカードの交付申請については、住民係までお問い合わせください。

## 信州ふじみおひさんぽ 冬の特別企画

### 「真澄」富士見蔵見学と冬の創造の森散策コース

～冬の富士見町を楽しもう！～

【申込先】富士見町観光協会

【電話番号】62-5757

信州諏訪の銘酒「真澄」を醸造する富士見蔵の見学と冬の富士見高原創造の森を散策してみませんか？酒蔵見学後は試飲や買い物もできます。

創造の森では凜とした空気に包まれた冬の八ヶ岳をお楽しみください。

- ・ 日時  
3月1日（金曜）午前10時～午後3時30分
- ・ 参加費
- ・ 4,500円（昼食、リフト、バス、見学料込）
- ・ 集合場所  
富士見駅前観光案内所
- ・ 集合時間  
午前9時45分
- ・ 申込締切  
2月26日（火曜）

## 住民だより1月

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

## くらしのガイド2月（2月1日～3月10日）

※3月の内容は次号と重複する場合があります

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

## コミュニティ活動 かわら版

【お問い合わせ先】 富士見町有害鳥獣対策協議会（産業課 農林保全係）

【電話番号】 62-9222

### 「鳥獣害対策の第1歩」～専門家に聞こう：サルの追払い～

長野県は山に囲まれている地形ということもあり、鳥獣害対策に長い時間を費やしてきました。その対策の中で、「農村伝説」とも呼ばれる誤った噂が、まるで本当のこのように伝わっていることもあります。

今回は、鳥獣害対策の専門家である株式会社 BO-GA の市川取締役役に、サルの追払いに関する「農村伝説」について聞きました。

Q：サルは石を投げ返してくるから石を投げてはいけない？

A：くり返し人が近づけばだんだん逃げるようになります。

サルの追払いは、数回程度では効果が持続しません。サルに「人は怖い」「この集落は嫌な思いをする」と覚えさせるまで、粘り強く取り組むことが大切です。

Q：サルは追い払っても遠くまで逃げない？

A：音や光より、くり返し、一歩でも近づいてサルを追い払うことが大切です。

どちらの花火も最初は追払いに効果的です。しかし音が鳴るだけで自分に害がなければ、サルは次第に慣れていき花火の効果はなくなります。「ピューッ」と鳴るから、音が大きいから効果的だということはありません。追払いで大切なのは、数が多い、武器を持っている等、サルにとって「怖い人間」が近づくことです。

## 富士見町スポーツ少年団だより

【お問合せ先】 富士見町スポーツ少年団事務局（町民センター内）

【電話番号】 62-2400

### 富士見町スキースポーツ少年団

富士見町、原村、茅野市金沢の小学1年生から高校生までの幅広いメンバーで活動しています。スキーシーズンの12月から3月までは、隔週土日に富士見パノラマリゾートのゲレンデで訓練しています。

上達の度合いによってヘルメットにつける番号が上がっていくので、小さい子たちでも、少しでも上達したい、先輩たちのようにカッコよく滑りたいとの思いで、熱心にコーチの指導を聞いて練習しています。

白馬五竜のスキー場への遠征や、シーズン最後には技術を競う大会もあり、とっても楽しいですよ！

体験入団も、いつでも受け付けています。

皆さんもぜひ一度、富士見サンキッズの練習を見に来てください。

練習日：12～3月の隔週土・日曜日

時間：午前8時30分～正午

場所：富士見パノラマリゾート

団員：小学1年生～高校生

オフシーズンも、インラインスケート、ランニングなどの活動を月2～3回のペースで行っています。

## 「海外たすけあい募金」へのご協力ありがとうございました

【お問合せ先】日本赤十字社富士見町分区富士見町赤十字奉仕団（住民福祉課社会福祉係）

【電話番号】62-9144

町赤十字奉仕団では、昨年12月16日にAコープファーマーズ富士見店および西友富士見店で、「海外たすけあい」街頭募金を行いました。当日は富士見中学校の生徒のみなさんも参加し、「ご協力をお願いします」などと呼びかけを行い、元気に活動しました。

### 海外たすけあい募金総額 68,559 円

この募金は、全額を日本赤十字社長野県支部に送金しました。今後、世界の紛争や自然災害で苦しむ方たちへの支援にあてられます。

皆さまの温かいご支援、ご協力に感謝を申し上げますとともに、今後も日本赤十字社の活動にご理解とご協力をお願いいたします。

### 救急法勉強会を開催します

もしも目の前に倒れている人がいたら・・・あなたの知識と勇気で救える命があります。

万が一の時のために救急救命の方法を学んでみませんか？

- ・ 日時  
2月20日（水曜） 午後7時～9時
- ・ 場所  
富士見町保健センター
- ・ 内容  
一時救命処置（心肺蘇生、AEDの方法）

- ・ 申込先  
町赤十字奉仕団事務局（住民福祉課 社会福祉係） 【電話番号】 62-9144
  - ・ 申込締切  
2月15日（金曜）
- ※受講料は無料です。

## 子育てはたくさんの笑顔とたくさんの手で 子どもの場所から

【お問合せ先】 NPO 法人ふじみ子育てネットワーク  
【電話番号】 62-5505

### 「野外保育森のいえ“ぽっち”のお米作り」

毎年、野外保育森のいえ“ぽっち”の園児と保育者・保護者が協力して、お米作りをしています。種モミを植え、苗を育てるところから子どもたちが行いますが、去年は、苗の生育が悪く使えるものが少量しか育ちませんでした。こんなことは初めてで、米作り3回目の年長児の顔には「どうしよう、お米が作れなかったら、来年の焼き火ランチができなくなる」とあせりの表情が広がっていました。お米が育たない経験も、子どもたちにとっては「今年は失敗だったね」と失敗の原因を考える学びの機会としてお米作りを諦めるという選択もありましたが、焼き火ランチができなくなるのはどうしてもイヤだということで、皆で相談し、地域の方から余り苗をいただくことにしました。こうして、なんとか田植えができました。

夏から秋にかけて台風がいくつも町を通過し、その度に子どもたちは田んぼの苗を心配し、台風が去ったあとには様子を見に行きました。いただいた貴重な苗だという思いが、大変な草取り作業にも根気よく取り組む力になりました。稲刈り、脱穀も力を合わせ作業し、今年も焼き火ランチを美味しくいただける量のお米が収穫できました。

11月には収穫祭を行い、お父さんお母さんをはじめ家族に新米をふるまいました。

例年と同じようにしていても自然の条件が合わなければ苗が育たない、という経験をした子どもたちは、人間の力が及ばない自然の深さ、大きさと、人間が自然に合わせて生活していくことの大切さを体験的に理解したことでしょう。

また地域の方のあたたかさに触れることで、苗や稲に対する思いも深まったと思います。自分たちの体をつくる主食であるお米を育てる経験は、単に米作りの作業だけでなく、子どもたちが生きていく上で必要なさまざまな力や感覚を育てることにつながっています。

## 第14回「富士見の日」

～ふる里の日 富士見～

【お問合せ先】 富士見町観光協会

【電話番号】 62-5757

【お問合せ先】 産業課商工観光係

【電話番号】 62-9228

富士山を望めることから名づけられた富士見町が、より地域に愛される町となるように「フジミ」と読む語呂合わせから 2 月 23 日を「富士見の日」としました。

今年、2 月 23 日（土曜）に「富士見の日」イベントを開催します。

是非お誘い合わせてご参加ください。

## メイン会場（町民センター体育室）

2 月 23 日（土曜）午前 9 時 40 分～午後 1 時

### 開会式

富士見の日「第 6 回フォトコンテスト」表彰式 他

### 狙え！キッズ輪投げ

午前 10 時 30 分～

輪投げでお菓子をゲットしよう！

### 福福じゃんけん大会

午前 11 時 20 分～

観光協会長“福美さん”とじゃんけん！

勝ち残った人には富士見町の特産品をプレゼントします。

### 特産品販売コーナー

- ・ 小笠原商店／ところてん
- ・ 雲歩窯／土偶箸置き
- ・ レインボー／しいたけ
- ・ おかみさんの会／雑巾、マリ子人形 他
- ・ 味の会／手作り味噌
- ・ ふる里工房／八ヶ岳豆
- ・ 信州富士見チーズ工房／チーズ各種
- ・ もぐらカフェ／パン

- ・ 泉屋／スイーツ各種
- ・ かぼちゃん農園／ジャム
- ・ サロン eZe／アロマ雑貨
- ・ ジャンピン／パン
- ・ わくわくファーム／キノア、卵
- ・ 道の駅加工グループ／おにぎり、惣菜
- ・ 観光協会／ルバーブカレー
- ・ 赤とんぼ／ワッフル、ドーナツ

## イベント

- ・ 富士見中学校吹奏楽部演奏
- ・ ルバンビーダンス（富士見高校）
- ・ 親子でうたあそび（子育て広場 AiAi）
- ・ 町内園児の遊戯（町内保育園）
- ・ 子供ヒップホップダンス

## 振る舞い・飲食コーナー

- ・ 豚汁の振る舞い 限定 200 食！
- ・ 富士見高原リゾート／お汁粉販売
- ・ 移動カフェ赤とんぼ／焼き芋、コーヒー販売

## 体験コーナー

- ・ 富士見高校養蜂部ミツロウクリーム作り（600 円）
- ・ バルーンアート作り（無料 1 回目：午前 11 時～2 回目：正午～）
- ・ ぶんぶん回し作り（無料）
- ・ 独楽の手作り体験（300 円）
- ・ アロマタッチマッサージ（有料）
- ・ アロマスプレー作り体験（500 円）

## キッズスポーツ祭

2月23日（土曜）

受付開始：午前8時～

第2体育館

## 松本大学学生によるレクリエーションスポーツ

寒さに負けず、元気に体を動かそう！

【お問合せ先】 町民センター

【電話番号】 62-2400

## 井戸尻考古館・歴史民俗資料館

2月23日（土曜）、24日（日曜）

入館無料

### 土器の展示、解説

昨年9月に「信州の特色ある縄文土器」として長野県宝に指定された土器をぜひご覧ください。

【お問合せ先】 井戸尻考古館

【電話番号】 62-2044

## 富士見富里商店街

2月23日（土曜）

- 富士見富里商栄会による「富士見の日特別大売り出し」
- 豪華商品が当たる抽選会
- 甘酒無料振る舞い、ボールを転がして賞品を狙おう！

【場所】 イチジュウ

富士見富里商栄会参加店で2月1日～2月23日に500円以上のお買い物またはお食事をしていただいたお客様に抽選券を1枚プレゼント！

ぜひ、お店に足を運んでください。

【お問合せ先】 富士見町商工会

【電話番号】 62-2373

## 富士見町図書館（コミュニティ・プラザ内）

2月23日（土曜）

- 子ども上映会 午前10時～

入場無料

「おしりたんてい プットかいけつ！

おしりたんていとうじょう！」 他2編

- **古本無料配布**

午前11時30分～ 無くなり次第終了

お一人様10冊まで ※本を持ち帰る袋をお持ちください。

- **富士見町図書館講座**

午後1時～2時

入場無料

本の種まき「本とともに歩むということ」

講師：読書アドバイザー 高村志保 氏

※ご希望の方はお申し込みください。

【申込・お問合せ先】 富士見町図書館

【電話番号】 62-7930

## そば処おっこと亭

2月23日（土曜）、24日（日曜）

富士見の日限定！

盛そば+天ぷらセット

1,000円

【お問合せ先】 おっこと亭

【電話】 62-7188

## 富士見パノラマリゾート

2月23日（土曜）

富士見の日限定！（※町民対象）

ルバーブソフト 360円→300円

【お問合せ先】 富士見パノラマリゾート

【電話】 62-5666

## 富士見高原リゾート

2月23日（土曜）

「八峯苑鹿の湯」回数券の販売（11枚綴り）

6,000円→4,000円（※町民対象）

【販売場所】

町民センター外玄関

午前10時～午後1時

2月24日（日曜）～28日（木曜）

八峯苑鹿の湯「1泊朝食付3,980円」（税別、要予約）

※町民対象 グループ内に1人でも町民の方がいればOKです。

【お問合せ先】八峯苑鹿の湯

【電話】66-2131

## まちの「話題」や「イベントをご紹介します」

### NewsFujimi

#### 1月4日（金曜）新春イベント・子ども書初め大会

コミュニティ・プラザで、新春を祝う獅子舞や琴の演奏、書初め大会が開催されました。

抹茶の振る舞いなどもあり、子どもから大人まで幅広い世代がお正月の雰囲気を楽しみました。

#### 1月13日（日曜）富士見町消防団出初式

晴天の下、役場駐車場で消防団出初式が行われ、祝い放水やはしご乗りなどが披露されました。

### 姉妹町西伊豆だより

#### 第53回正月マラソン大会が開催されました

1月1日、第53回正月マラソン大会が開催され、町内外から227名の参加者が清々しい空の下、各コースを走りぬきました。

マラソンコースは、2.5 キロコース、5 キロコース、ファミリーコースの3つに分かれて行われていますが、中でも、親子がペアを組んで走る約 1.5 キロのファミリーコースが、人気のコースとなっています。

ランナーの走り初めにぴったりのマラソン大会です。  
富士見町の皆さまも挑戦してみたいはいかがでしょうか。

## 広報ふじみあとがき

町の人口と世帯数 平成 31 年 1 月 1 日現在（前月比）

住民基本台帳人口

男性：7,143 人（12 人減少）

女性：7,446 人（5 人減少）

合計：14,589 人（17 人減少）

世帯：5,948 世帯（4 世帯減少）

発行日

平成 31 年 2 月 1 日

編集・発行

富士見町総務課

住所：〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話番号：0266-62-2250（代表）

ファックス：0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

E メール

fujimi@town.fujimi.lg.jp

※平成 31 年 5 月より新年号となりますが、本誌では便宜的に「平成」を継続使用します。

休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号：0120-890-422